

よくあるご質問

Q. なぜ、窓口受付時間を短縮するのですか。

A. 現在の窓口受付時間と職員の勤務時間は同じであり、窓口受付時間前(始業前)の準備や窓口受付終了後(終業後)の後片付け、事務処理などが恒常的な時間外勤務となっておりまして、また、短縮された時間を活用することにより職員同士の情報共有や業務改善などを行う時間を確保することで住民サービスの向上が図られることや、職員の働き方改革、行財政改革の推進を目的として窓口受付時間の短縮を行います。

Q. 16時30分までに窓口へ行ったが手続きに時間がかかり、16時30分を過ぎる場合、16時30分で手続きを打ち切れ、翌日以降に再度、手続きに来なければならないのか。

A. 16時30分までに窓口へ来庁され、手続きに時間を要して16時30分を過ぎる場合は16時30分を過ぎても手続きが完了するまで窓口対応を行います。

Q. 役場が閉庁している時間に行える手続きはありますか。

A. 住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、課税証明書のコンビニ交付サービスや各種オンライン申請・届出サービスがご利用できます。

Q. 淡輪公民館や観光案内所、子育て支援センターなど行政手続きを目的としない公共施設の時間も変更(短縮)されますか？

A. 窓口受付時間の変更(短縮)の対象となる施設は行政手続きを目的とした施設(岬町役場本庁・保健センター)のみとなっており、条例などにより開館時間、開設時間が定められている施設は対象としておらず、現行の時間から変更(短縮)はありません。

Q. すべての業務が窓口受付時間変更(短縮)の対象ですか。

A. 原則、すべての業務が対象です。ただし、会議などに本町の要請で来庁される場合や緊急性の高い事柄については除きます。

また、電話での相談や問い合わせについては、現行どおり(9時から17時30分まで)対応いたします。

Q. 窓口受付時間の短縮により住民サービスが低下しませんか。

A. 窓口受付時間の短縮を検討するにあたり時間ごとの窓口来庁者数の調査を実施しました。調査の結果、来庁者の割合は全日の2%程度であり、オンライン申請の拡充など、住民ニーズを捉えた取組みを進めることで、住民サービスの維持・向上を図ります。